

## 食品等事業者において新たに届出が必要となる業種一覧

食品衛生法の改正に伴い、届出の対象となる業種は、次のとおりです（施行日：令和3年6月1日）。

区分	業種
旧許可業種であった営業 (営業→届出に変更)	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
	乳類販売業
	冰雪販売業
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
販売業 (改正により届出が必要)	弁当販売業
	野菜果物販売業
	米穀類販売業
	通信販売・訪問販売による販売業
	コンビニエンスストア
	百貨店、総合スーパー
	自動販売機による販売業（自動洗浄・屋内設置、ただし、「コップ式自動販売機」を除く。）
その他の食料・飲料販売業	
製造・加工業 (改正により届出が必要)	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
	いわゆる健康食品の製造・加工業
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
	農産保存食料品製造・加工業
	調味料製造・加工業
	糖類製造・加工業
	精穀・製粉業
	製茶業
	海藻製造・加工業
	卵選別包装業
その他の食料品製造・加工業	
上記以外のもの (改正により届出が必要)	行商
	集団給食施設
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
	その他

- (注) 1 許可を必要とする業種及び届出不要の業種を除く。  
 2 旧許可業種であった営業について、施行日時点で許可を受けて事業を営んでいる場合は届出不要である。